

議員提出議案第 1 号

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 109 条の 2 第 5 項において準用する同法第 109 条第 7 項及び第 8 項並びに須賀川市議会本会議規則(平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号)第 8 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成 2 1 年 3 月 1 7 日

議会運営委員長 鈴木 忠 夫

須賀川市議会議長 大 越 彰 様

須賀川市議会委員会条例の一部を改正する条例

須賀川市議会委員会条例（平成 16 年須賀川市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「議会広報委員会 8 人 議会の広報に関する事務」を
「議会広報委員会 8 人 議会の広報に関する事務
予算委員会 27 人 当初予算及び補正予算に関する事務」に

改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。